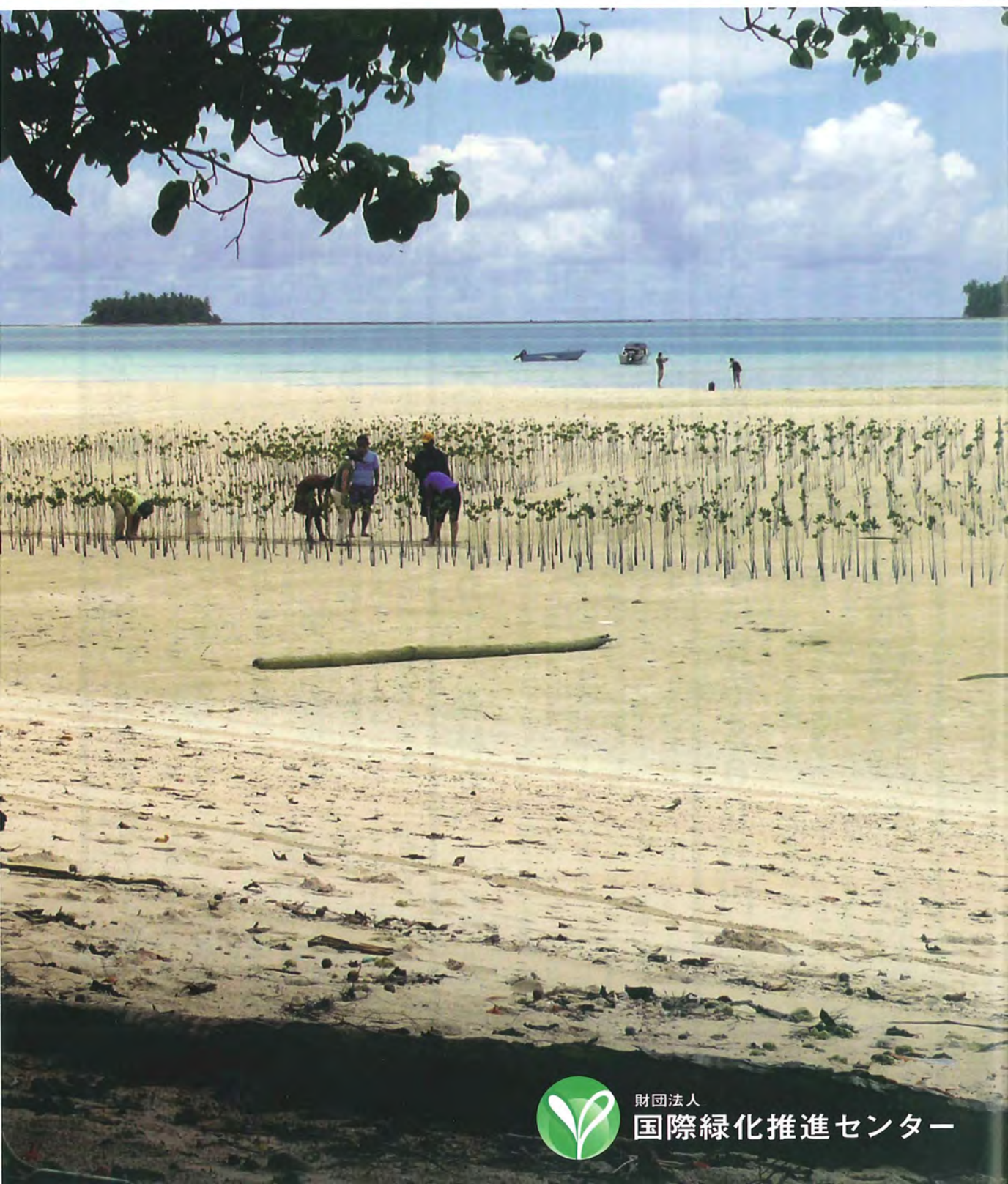


緑の地球

97

Vol.20 - 3



財団法人
国際緑化推進センター

次期枠組み交渉8月会合、先進国・途上国の主張の隔たり縮まらず

今年3回目の次期枠組み交渉会合となる気候変動枠組条約特別部会（AWG-LCA11）および京都議定書の下での特別作業部会（AWG-KP13）が8月2～6日、ドイツのボンで開かれ、今年末の締約国会議（COP16/CMP6）に向けて引き続き成果文書作成作業を行った。交渉全体にわたり、先進国と途上

国のこれまでの対立構造にはまったく変化が見られなかった。すなわち、途上国は、先進国に対してCOP16での京都議定書第二約束期間の決定、排出削減目標の大幅な引き上げ、資金支援の増大などを強く求めつつ、途上国自身の緩和行動の透明性確保（MRV）には抵抗した。一方、先進国は、全ての主要排出国が義務を負

う国際枠組みを目指し、途上国の緩和行動やその透明性の確保を求める立場を譲らなかつた。

この構図は、条約作業部会では交渉文書の極端な長文化に顕われた。コペンハーゲン合意を踏まえて策定された文書案に修正案を加える過程で、同合意を具現化しようとする先進国と、合意とは別の立脚点からの文言

を反映させようとする途上国との双方の主張が併記され、膨大なものとなった。議定書作業部会では、途上国から、先進国の削減目標について90年比40～50%減等大幅に引き上げるべき、目標達成の補完手段（森林吸収源、メカニズム等）の利用を制限もしくは禁止すべきなどの主張が展開された。（本誌5～6頁に関連記事）

アジア森林パートナーシップ会合、REDD+と森林ガバナンスを議論

アジア森林パートナーシップ（AFP）第9回会合が8月4～6日、インドネシアのバリで開催され、日本、インドネシア、米国、EUをはじめとする国、国際機関、NGOなどから約140名が参加した。

今回の会合のテーマは「コペンハーゲン後の森林ガバナンスの挑戦」。前回会合で、REDD+（途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等）における森林ガバナンスの重要性が強調されたことから、

途上国における森林ガバナンス（森林法の遵守、土地所有権の整理、貧困対策などを含む）の向上とREDD+との相乗効果について、違法伐採対策はじめ様々な観点から議論された。全体会合ではREDD+や違法伐採

対策に関する多くの取組事例が報告され、また、「REDD+に関する合法性と相乗効果の問題」など二主題に分かれた分科会では、REDD+を中心に取組の課題などが話し合われた。（本誌3～4頁に関連記事）

国際林業協力関連の来年度予算概算要求は10億5000万円

林野庁は8月末に平成23年度予算（一般会計）の概算要求をまとめた。総額は対前年度予算比5・9%増の3042億3500万円。

このうちの国際林業協力関係の要求額は5億600万円（同15・6%

減）で、うちODAは2億3600万円（同16・4%減）。これに国際機関（FAO、ITTO）への拠出金等の農林水産省大臣官房国際部計上分を入れた合計額は10億5000万円（同26・5%増）、うちODAは4億

3500万円（同8・8%減）。国際林業協力関係では次の事業が新規に盛り込まれた。

は国連が定めた国際森林年に当たり、世界中の森林の持続可能な経営・保全・利用の重要性に対する認識を高めることを目的に、国内における森林・林業の再生や途上国の森林保全等に対する意識啓発活動を行う。

生物多様性ハイレベル会合、COP10名古屋会議の重要性を確認

9月にニューヨークで開かれた国連総会で、22日、生物多様性ハイレベル会合が開催された。

演説を行った各国からは、今年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）がきわめて重要との認識が示された。COP10では、2010

年以降の新たな世界共通目標（新戦略計画）、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書の採択などが目指されている。各国からは発表の中で、合意に向けて積極的に取り組む意志が表明されるとともに、生物多様性に関して科学的見地からの分析を行う新組織としての「生物多

様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」設立への期待が示された。

10で新たな世界共通目標が合意された暁には日本として途上国支援を行う用意があると表明した。

ミレニアム開発目標に関する国連首脳会合が開催

2015年までに世界の飢餓・貧困人口の半減などを旨とする「ミレニアム開発目標」の国連首脳会合が9月20～22日、ニューヨークの国連本部で開かれた。これまでの成果は総体として不十分としながら、先進国が

GNPの0・7%をODAに充てるとした誓約を履行するなど関係者すべてが新たな決意と最大限の努力をもつて取り組めば、2015年までに目標を達成することは依然可能と強調する成果文書を採択して閉幕した。

同会合に出席して演説を行った菅首相は、日本として途上国に対する保健医療と教育の分野への支援に、2011年から5年間でそれぞれ50億ドル、35億ドルを拠出すると表明した。

気候変動に関する途上国支援で、森林保全協力増加

日本が途上国に対して実施する無償資金協力で、森林保全を目的とした案件が今年に入って急増している。「森林保全計画」無償資金協力は、今年9月末現在で20件（20カ国）。これらはすべて、「鳩山イニシアティブ」の一環として実施されるもの。

鳩山前首相が昨年9月の国連気候変動首脳会合で提唱した途上国支援の原則に基づき、昨年12月に発表された気候変動対策に関するわが国の2012年末までの途上国支援では、12年末までの約3年間で官民合わせて1兆7500億円（うち公的資金

1兆3000億円）の支援を実施する方針が打ち出されている。

また、個々の案件は、アフリカ開発会議（TICAD）や「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブでわが国が表明した支援強化の約束を具体化したものでもある。

●97号—目次●

国際緑化ニュース.....	1
アジア森林パートナーシップ（AFP）第9回会合の結果概要.....	3
気候変動次期枠組み交渉：2010年のこれまでのAWG会合の結果概要.....	5
FAO 世界森林資源評価2010年版・主な調査結果より（その1）.....	7
森林と生物多様性条約—生物多様性条約COP10で注目すべき論点—.....	9
ワールドレポート＜ギリバス／ツバル＞.....	11
センターの活動／基金へのご協力.....	13

REDD+と森林ガバナンス向上の相乗効果について意見交換

林野庁計画課 日比野 佑亮

1. はじめに

本年8月4日から6日にかけて、インドネシア共和国バリ島内のホテルを会場に、アジア森林パートナーシップ(AFP) 第9回会合が開催されました。

AFPは、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」において、我が国とインドネシア政府が共同で提唱し発足した国際的(地域的)枠組であり、アジア太平洋地域の持続可能な森林経営の推進を目的として、政府、国際機関、NGO等の多様な主体が協働的に取り組むものです。AFPの特徴として、幅広いパートナーによる同等な参加と自由な意見交換が可能な場であり、また、政策を立案する立場の人と現場で活動する人が共に現場の状況を踏まえて議論できる貴重な機会であると言えます。

2. 会合テーマ

今回の会合には、日本、インドネシア、米国、カンボジア、中国、オランダ、独、EUなどの国・地域ほか、国連食糧農業機関(FAO)、国際林業研究センター(CIFOR)等から、政府関係者、NGO、研究者など約140名が参加しました。日本からは、林野庁及び外務省から担当者が参加したほか、(独)森林総合研究所やJICA、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)等から参加がありました。

3. パートナーズ・フォーラム

初日のパートナーズ・フォーラムでは、インドネシア林業省のブン・プルナマ官房長より挨拶があり、インドネシア政府はこれまで地方分権の推進と同時にガバナンスの強化を図っていること、その中でインドネシア政府はREDD+に積極的に対応しており、今回の会合の成果がアジア・太平洋を含む多くの人々の利益につながることを期待している旨が述べられました。

4. オープン・フォーラム

2日目と3日目にはオープン・フォーラムが行われ、冒頭の開会式では、議長代行である林野庁の渡辺課

少・劣化の抑制につながる、等の指摘が出されました。

5. 今後の方向

今回の会合に合わせてAFPの運営委員会も開催され、次期議長に林野庁の渡辺課長補佐が選ばれ、今後も、今後のAFPの活動について、次回会合を日本で開催する可能性も含めて時期や形式等を今後調整することとなりました。

また、今会合において、従来のパートナーである20カ国・地域、8国際機関、17NGOに加え、新たに3つの組織・団体がパートナーとして参加することとなりました。

AFPは、今後も自由な意見交換の場として、第2フェーズ(2008(2015年)の主要テーマである「森林が提供する産物及び生態系サービス(気候変動の緩和と適応、水源の涵養、生物多様性の保全を含む)」を維持するための森林減少・劣化の抑制及び森林面積の増加」及び「違法伐採対策(関連する貿易を含む)」について、現場を反映した議論を継続していくことが期待されます。

長補佐、ドナー代表として外務省の佐藤事務官などから挨拶が述べられました。続いて全体会合の場においてパートナーによる発表、質疑応答及び議論が行われ、その後に分科会が開かれました。

(1) 全体会合

全体会合では、インドネシア国内

でのREDD+に関する取組の事例のほか、日本における合法木材の利用推進に向けた取組、木材輸入国のうち先進国側における取組などの報告がなされる中で、次のような意見が表明されました。

▼適切な森林利用・所有の改革は森林減少・劣化対策として有効である

▼地域レベルにおける住民の共同活動、人材育成、技術開発はREDD+の推進に寄与する

▼木材生産国におけるREDD+の取組が進み、消費国においても日本のグリーン購入法、米国の改正レイシー法、EUの木材規制及びFLEGT/VPAといった違法伐採対策が進みつつある中、途上国の木材需要をいかに充足するかの議論が欠けていないか

▼REDDの推進には、最終的に地域住民を含めた関係者が裨益する枠組みを構築することが重要である

▼違法伐採対策での各種取組で得られる成果は、REDD+に貢献する

なお、会合におけるプレゼンテーションの資料は、AFPホームページに掲載されて



インドネシアで開かれたAFP9の議場風景

カンクン会合に向けて合意文書作成の作業継続

林野庁研究・保全課 国際研究連絡調整官

五味 亮

1. はじめに

本年の気候変動次期枠組み交渉は、昨年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会合（COP15）で次期枠組みについて合意に達しなかったため、引き続き、米国や

中国などを含む全ての条約締約国が参加する「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」及び京都議定書に基づく先進国の排出削減の数値目標について議論する「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）」の二つの特別作業部会（AWG）で議論を継続することとなりました。

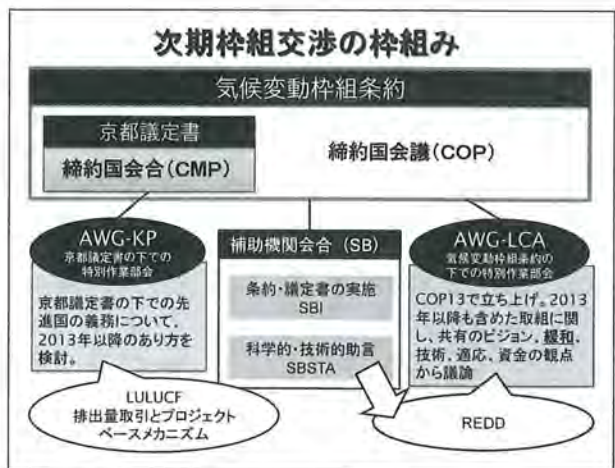
日）と8月（2日～6日）の両AWG会合（いずれもドイツのボンで開催）における、先進国の吸収源（LULUCF）の取り扱いと、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取り扱いに関する議論の概要を紹介します。

2. 先進国の吸収源（LULUCF）

京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）において、森林等の吸収源は、一定のルールの下で先進国の排出削減目標の達成に用いることが可能です。次期枠組みにおいても各国の排出削減目標達成に用いることについて各国は基本的に一致しているものの、排出・吸収量の具体的な算定ルールについては、各国からの様々な提案がオブションとして整理された交渉文書を基に議論が行われてきているところです。

G-KPの下にLULUCFのルールについて議論を行う「LULUCFグループ」を設置し、昨年12月のコペンハーゲン会合の結果を踏まえ策定された交渉文書を基に、京都議定書3条4項の森林経営活動の具体的な算定ルールを中心に、自然攪乱などの不可抗力による排出を計上から除外するルール、森林から生産された木材製品（伐採木材製品（HWP）の計上ルールなど）について、議論が行われました。

京都議定書3条4項の森林経営活動の具体的な算定ルールについては主に三つの方法が提案されていますが、その中でも、各国ごとに、いくつかの要素を考慮した吸収量を基準値として設定し、これと約束期間中の吸収量の差分を吸収量または排出量として計上する「参照レベル方式」を中心に議論が行われています。これについては6月会合で、先進国がそれぞれ提案している「参照レベル」の設定内容の透明性や一貫性を確保



本年最初のAWG会合となる4月会合では、本年の両AWG会合の会合日程を中心に議論が行われ、その後、6月と8月の2回、両AWG会合が開催され、2013年以降の気候変動に関する国際的な枠組みに関して実質的な議論が行われました。気候変動対策としての森林の取り扱いについても、引き続きこれらの会合で議論されました。

6月・8月の両会合では、AW

の修文意見を出したことから、議長文書は大幅に長文化しました。

4. その他

8月のAWG会合期間中に、REDD+パートナーシップ（2012年までのREDD+の取り組みを強化すべく国際社会の協調・連携を図るために本年5月に設立された非公式プロセス。詳細は本誌96号参照）の作業部会が開催され、取り組みの具体化に向けた協議が行われました。我が国はパプアニューギニアとともに本年末までのパートナーシップ共同議長として円滑な運営に努め、作業部会では2010年までの作業計画及び2011～2012年の作業の要素案及び作業計画策定の行程表について策定、合意されました。その後、NGO・先住民グループ等の利害関係者を含めた会合で、作業部会で合意された作業計画の説明と意見交換が行われました。

今回の両AWG会合は10月に中国・天津で開催されます。右記の交渉プロセスの問題では筆者自身もいろいろ考えさせられるところはありますが、いずれにしても、国際合意に向けて我が国の有する経験や知見を生かして議論に参加し、国内外の持続可能な森林経営が推進されるような枠組みとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

3. 途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）

REDD+については、資金や技術支援などの政策的事項の議論がAWG-LCAで行われています。

6月会合では、議長が会合前に作成した文書を基に、途上国がREDD+に取り組むための資金についてどのように支援していくか、取り組みを開始するために何をすべきか等について議論が行われました。

8月会合では、AWG-LCAの下にREDD+についての協議グループが設けられ、会合前に示された議長文書（REDD+部分について）は、6月会合前に作成された文書と内容は同じ）を修文する作業が行われました。その際、議長文書のうちREDD+に係る部分は、COP13以降の検討経緯を踏まえ、これまで意見の収れんに至っていない論点に絞って議論を行うべき、との意見が多く、いくつかの国がREDD+部分をはじめ、文書全般にわたって多く

5. おわりに

最後に、交渉全体の進み方について多少触れたいと思います。

気候変動次期枠組み交渉会合における交渉経過の日報が掲載されている

（注）当該文書（英語）は「UNFCCC（国際持続可能な開発研究所）のウェブサイト（http://www.unfccc.org/）」「日本語訳は地球産業文化研究所のサイト（http://www.gispi.or.jp/kankyo/UNFCCC/pdf/enb12478-j.pdf）」から入手できます。

人工林面積は2億6400万ヘクタールで全森林面積の7%を占める。2005年〜2010年には人工林面積は年間約500万ヘクタールの割合で増えている。その大部分が新規植林、つまりこの土地への植林であり、中国の場合にはとくにこのケースである。全人工林面積の4分の3が郷土樹種によるもの、4分の1が外来樹種によるものである。

人工林比率は全体の7%に

全森林面積の36%が原生林（人の手が加わった明白な形跡がなく、また生態学的な過程で重大な攪乱を受けていない原生種の森林）である。原生林とくに熱帯湿潤林は、最も種が豊富で多様性に富む陸生生態系を擁している。2000年代の10年間で原生林面積は0.4%減少した。

※今回、原生林の再分類により、抜き切りやその他の人為的干渉を含むものは「その他の天然林」へ編入し、原生林からは除かれた結果を反映。

全森林の3分の1が原生林

マスの炭素蓄積量は世界全体で年間推定0.5ギガトン減少し、その主な原因は森林面積の減少による。

図2. 国別森林面積の年間変化（2005〜2010年）

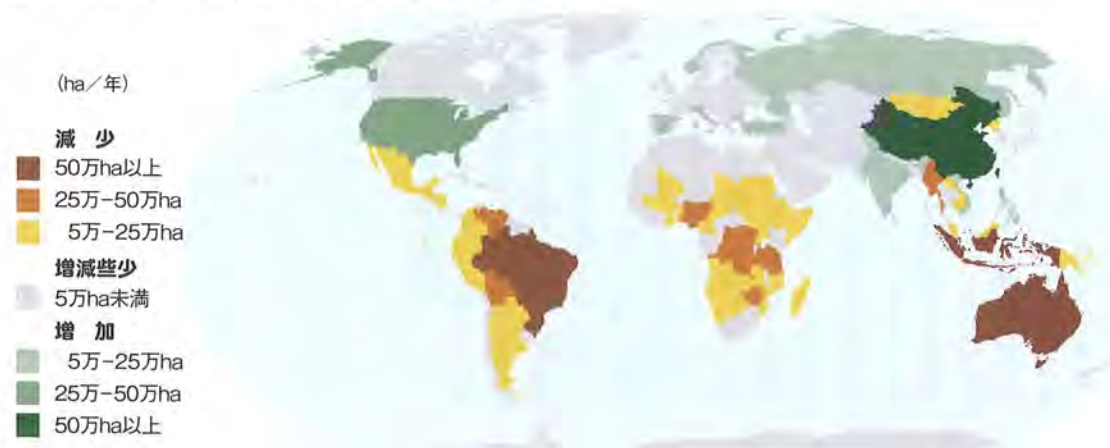


図3. 地域別森林面積の推移（1990-2010年）

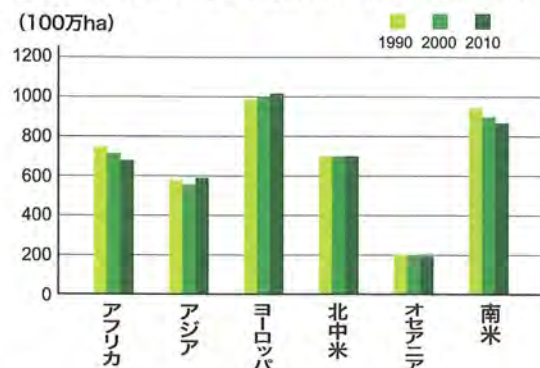


図5. 人工林面積の推移（1990-2010年）

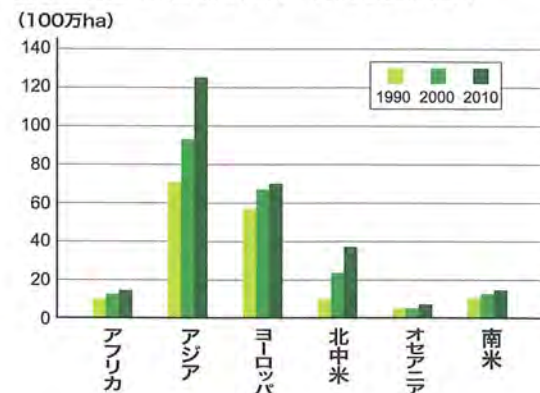


図4. 森林バイオマスの炭素蓄積量の変化

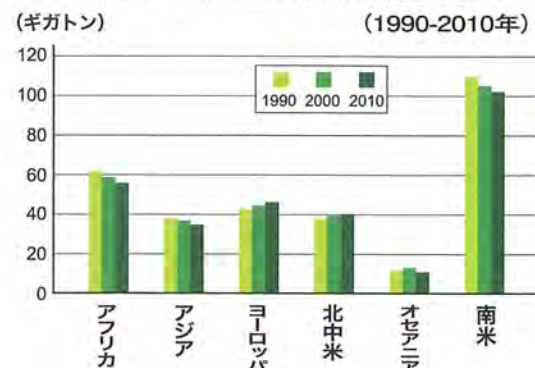
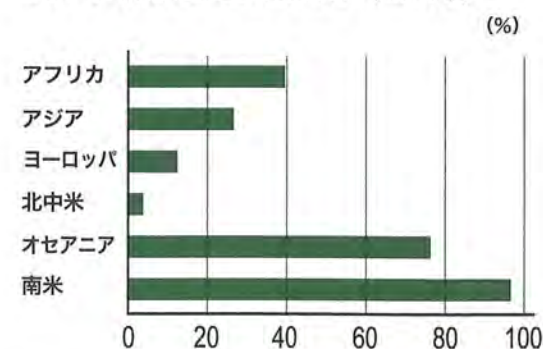


図6. 外来樹種人工林の割合（2010年）



世界の森林資源の現況

FAO・世界森林資源評価2010年版
(Global Forest Resources Assessment 2010=FRA2010)

その1

2000-2010年

世界の森林面積は年520万ヘクタール減少

1990年代の減少の割合（年830万ヘクタール）からは4割低減

国連食糧農業機関（FAO）が「世界森林資源評価」最新報告書（FRA2010）の10月公表を前に今春発表した概要版から、図表と共に主な内容を紹介する。

依然深刻な森林消失、速度は減速
世界の森林面積は約40億ヘクタールで、一人当たり平均森林面積は0.6ヘクタールとなっている。主に熱帯地域での農地への転用などによる森林消失は、いくつかの国で緩和傾向が示された。しかしながら他の国々では依然高い割合で進行している。1990年代に年1600万ヘクタールの割合で進行していた森林消失は、2000〜2010年の10年間で年約1300万ヘクタールの値となった。1990年代に森林消失が最も大きかったブラジルとインドネシアは、2000年代にはその値をかなり低減させた。一方、オーストラリアでは激しい干ばつや森林火災が森林消失を悪化させた。

*FRA2010では「1990年代の森林消失の割合」について、前回のFRA2005で示された値（年平均1300万ヘクタール）から、今回、補足情報の実態により得られたより正確な値（年平均1600万ヘクタール）に改訂した。

大規模な植林が大きく貢献
いくつかの国や地域における積極的な植林や森林の天然力による回復が、世界全体の森林面積減少の値（純減値）を大きく引き下げている。1990〜2000年には年平均830万ヘクタールの減少だった森林面積は、2000〜2010年には年520万ヘクタール（注：九州の1.3倍の広さ）の割合となっている。南米とアフリカの森林減少が依然、世界で最も激しい。オセアニアでも森林の減少が続いているが、北中米では2010年の森林面積は2000年のそれとほぼ同じとなった。ヨーロッパの森林面積は引き続き増加したが、その割合は1990年代より鈍化している。1990年代には減少していたアジアの森林面積は2000〜2010年には増加に転じている。これは、南アジアや東南アジアでは依然高い割合で減少が続いているものの、主に中国における大規模な植林がそれをしのぐ効果をもたらしたことによる。

000年には年平均830万ヘクタールであった森林面積の減少は、2000〜2010年には年520万ヘクタール（注：九州の1.3倍の広さ）の割合となっている。南米とアフリカの森林減少が依然、世界で最も激しい。オセアニアでも森林の減少が続いているが、北中米では2010年の森林面積は2000年のそれとほぼ同じとなった。ヨーロッパの森林面積は引き続き増加したが、その割合は1990年代より鈍化している。1990年代には減少していたアジアの森林面積は2000〜2010年には増加に転じている。これは、南アジアや東南アジアでは依然高い割合で減少が続いているものの、主に中国における大規模な植林がそれをしのぐ効果をもたらしたことによる。

図1. 国別森林被覆率



生物多様性条約COP10で注目すべき論点

東北大学生命科学研究科教授

中 静 透

はじめに

名古屋で10月に開催される生物多様性条約の第10回締約国会議（CBD-COP10）ではいくつかの論点が注目されているが、最も重要なものは、2010年目標の評価とポスト2010年目標の決定であろう。とくに森林についていえば、そのほかに、気候変動や砂漠化対策などの国際条約との連携の問題、生物多様性へのアクセスと利益の分配（ABS）、保全や持続的利用のためのインセンティブ、遺伝子改変生物などの問題が注目されている。ここでは、最も重要な、ポスト2010年目標を中心に森林に関係した論点を整理しておきたい。

2010年目標の評価

「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に低下させる」という2010年目標は、2002年の

COP6で決定され、地球規模生物多様性概況（GBO）というレポートによって、これまで2回にわたって評価結果が公表されてきた。今年5月に公表された第3次報告（GBO3）によれば、目標は達成できなかった、という結論であった。目標の下に21の個別目標が設けられているが、それらのすべてが達成されていない。ただし、この状況は国や地域によっても異なっている。たとえば、日本でもGBOに倣って、今年5月に生物多様性総合評価（通称JBO）が公表されたが、これによると、二つの指標で目標を達成できたと評価されている。いずれにしても、日本のような先進国ですらこの程度の達成度ではない。

ただ、このような目標を設定した意味は全くなかったのかというところではなく、いくつかの点で効果はあったと分析されている。たとえば、保護地域の拡大や特定種の保全、汚

染や外来種に対する対策が進んだこと、生物多様性国家戦略（条約締約国に義務付けられている）を策定した国が170カ国まで増えたこと、保全に向けた資金が増加したこと、科学的研究や観測、評価が進んだことなどが挙げられている。こうした進展があったにも関わらず目標が達成できなかったのは、取り組みの規模がまだ十分ではなく、たとえば開発資金に比べると保全の財源が小さいこと、生物多様性損失の本質的な要因（人口増加、経済状況など）への対応が不十分であること、さまざまな分野やスケールでの取り組みに発展していない（つまり、主流化ができていない）ことなどが原因と報告されている。

ポスト2010年目標

上記のような評価を受けて、2010年以降の戦略と目標を名古屋で

決定することになるが、合意すべき目標の原案もできている。そこで議論となったのは、2010年目標が達成できなかった理由（前述）と同時に、2010年目標そのものが抽象的であり、達成状況の客観的評価手法が確立されていないという、目標や指標自体がもつ問題点であった。それらを受けて、ポスト2010年目標では、達成にむけた具体的な行動に結びつく目標であること、現実に達成可能な目標であること、行動の結果や成果が客観的に測定できる指標であることなどを前提に原案が作られている。

提案されている原案では、まず2050年までの長期をにらんで「自然と共生する世界の実現」というビジョンをかけた、そのために2020年までのより短期の目標を定めようとしている。2020年までの目標には、「生物多様性の損失を止める」という案と、「損失を止めるた

めの効果的かつ緊急の行動を実施する」という、やや曖昧な表現の2案が検討されている。損失を止める（ゼロにする）という数値目標の導入はわかりやすいが、数値目標には常にそれぞれの国や地域の事情や思惑がからんで、大きな論点になるだろう。また、具体的行動に結びつくことを考慮して、五つの戦略目標をDPSIRモデルに合わせた形で提案している。DPSIRモデルとは、解決すべき問題を、要因（間接要因とも言う、Driver）、そこから生ずる圧力（直接要因ともいう、Pressure）、状態（State）、社会に与える影響（Impact）、それらに対する対策（Response）に分解して分析する方法であり、対策の結果や問題解決の障壁を知り、新たな対処方法を考える上で有効だといわれている。ポスト2010年目標では、A、生物多様性損失の根本原因への対処、B、直接的圧力の減少、C、状況の改善、D、生態系サービスの増加、E、条約実施の強化、という戦略目標（Strategic Goal）の下、合計20の目標（Target）が提案されている。

このなかで森林にとくに関係の深い目標としては、Bに関して、森林を含む生態系の損失速度減少（目標5）、農林業の持続的管理（目標7）、

気候変動などの影響の最小化（目標10）、Cに関して、保護地域の増加（目標11）、絶滅の防止（目標12）、遺伝的多様性の損失防止（目標13）、Dに関して、生態系の保全とサービスの確保（目標14）、気候変動の緩和と適応（目標15）、遺伝子資源へのアクセス促進と利益分配（目標16）、Eに関して、伝統的知識の尊重（目標18）などがある。目標5では、原生林の減少をゼロに、劣化速度を半分に、目標7ではすべての生産林が持続的に管理される、というような数値目標が議論されている。目標11の保護地域に関しても、陸域の保護地域の面積割合を15%にするか20%にするかという数値目標が名古屋で議論される。

気候変動と生物多様性

目標にも取り上げられているが、気候変動枠組条約と生物多様性条約の協働が重要な議論になりつつある。とくに森林に関しては、REDD（Reduced Emission by Deforestation and forest Degradation）あるいはREDD+が注目されており、COP10期間中にも名古屋で閣僚会議や専門家会議が予定されている。REDDとは、新規の植林による二酸化炭素

の吸収だけでなく、とくに途上国の森林を保全することにより、伐採によって放出される二酸化炭素の抑制分をクレジットとして認めようとするものである。REDD+では、二酸化炭素吸収以外の効果を、より積極的にクレジットの評価に組み込むとするものであり、このことによって生物多様性の保全を促進する効果が期待できることから、両条約の協働が重要な意味をもつことになる。保全や劣化防止の実績をどう評価するか、またその監視が可能かどうかのようなクレジットの与え方にするのか、などが問題となっている。

遺伝子資源のアクセスと利益分配

熱帯林など生物多様性の豊かな生態系には、将来、薬品や食品、化粧品などとして開発できる遺伝子資源が眠っている。しかし、こうした遺伝子資源を活かす技術は先進国がもっており、遺伝子資源を保有する途上国はそこから生まれる利益を享受できない。こうした不均衡があると、豊富な遺伝子資源を保全するインセンティブも失われてしまうため、こうした遺伝子資源に対する取得（アクセス）の権利や生まれた利益の分

配に関する拘束力のあるルールを定めようという議論が続けられている。現在、ルールの適用を過去に遡るか否か、遺伝子情報などの派生的なものを含むか、提供国と原産国のどちらに適用するか、などの点で議論の隔たりが大きく、COP10での合意は微妙であるといわれている。

おわりに

COP10ではそのほか、生態系が人間に与えてくれる利益や恩恵（生態系サービス）の経済評価に関する最終報告書（TEEB, The Economy of Ecosystem and biodiversity）が出る。このことは、生物多様性の保全や利用に経済的メカニズムを導入する議論が始まることを意味する。また、気候変動枠組条約におけるIPCCのような機関として、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform for Biodiversity and Ecosystem Services）の設置が決まり、条約の合意形成に科学的知見がより大きく貢献していくことに期待が高まっている。いずれにしても、2010年からの10年間は、地球の生物多様性の今後を決める重要な期間となると考えられており、COP10そしてその議長国である日本の役割は大きい。



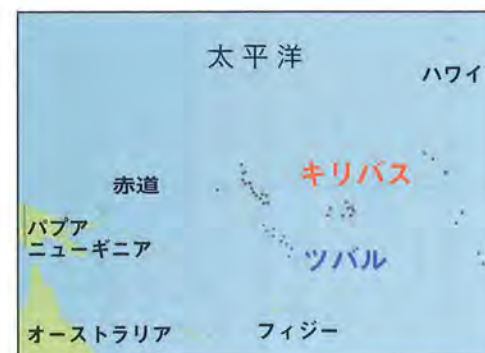
●キリバス／ツバル● 海岸侵食の緩和にマングローブ植林の取り組み

琉球大学熱帯生物圏研究センター教授／国際マングローブ生態系協会事務局長

馬場 繁幸

はじめに

地球温暖化に起因する海面上昇の影響を深刻に受けているとされる太平洋のキリバスやツバル、インド洋のモルジブなど、標高が4〜5メートルにも満たない小さな島々に行くと、川がないことが多い。マングローブ林は大きな川の河口に発達するだけ思っていると間違いで、河川のない低海拔高の小さな島々でも、時には



キリバス（茶色部分）とツバル（青色部分）の位置

樹高が20メートルを超えるマングローブが茂っていることもある。

これらの国の島々の多くでは、低木のマングローブであるミズガンビが生えている。しかし、この木は一般の人々の抱くマングローブの範疇からは遠いので、ここでは一応、外して考えることにする。

キリバスのタラワ環礁、ツバルのフナフティ環礁などの河川のない小さな島々には、ヤエヤマヒルギが生育していることが多い。河川がないと海水の塩分濃度が淡水で薄められることがないから、支柱根を発達させる種類の中では高塩分濃度に比較的高いヤエヤマヒルギが分布している。

キリバス

キリバス共和国は16のサンゴ礁の島と環礁から成り、主な諸島には、首都のタラワのあるギルバート諸島、フェニックス諸島、そしてイギリスとアメリカが気圏内核実験を

行ったことで知られるクリスマス島のあるライン諸島（一部は米領）がある。人口は約9万6000人で、ミクロネシア系の人たちが多くを占める。通貨はオーストラリアドル。世界で最も早く日付が変わる国としても知られる。

キリバスでのマングローブ植林

キリバスの空港から首都のタラワに向かう道路沿いにも一部にヤエヤマヒルギが生育しているが、内湾に広がる干潟にはマングローブはほとんど生えていない。

コスモ石油エコカード基金の助成を受けて、NPO法人国際マングローブ生態系協会は、2005年からキリバスの干潟でマングローブの試験的な植栽を行っている。干潟にマングローブを植える主な目的は、土壌の



海岸に沿ってマングローブ（ヤエヤマヒルギ）を植える（キリバス）

堆積を促すこと、あるいは海岸侵食のスピードを減速させることで、国土水没の危機を少しでも先へ回避することである。土壌の堆積促進であれば、陸域に植え、落葉・落枝によって堆積を図ることも可能であるが、河川がなく、地下水にも乏しいキリバスでは、日常生活に欠かせない貴重な淡水を散水に回せない。したがって、淡水の散水の必要がなく、海水だけで生育可能なヤエヤマヒルギによる緑化が、現地に最も適した方法と考えられる。

植林開始から5年を経て、その間、当初予想していなかったフジツボ類による被害や、政府の土地利用計画の変更等もあったが、今では場所によっては樹高が2メートルを超えるまでに成長が確認できる段階になっている。アノテ・トン大統領からも強い後押しがあり、今後の成果に大きな期待が寄せられている。現地の学校も積極的に協力してくれるようになり、今では年に1〜2回の割合で小学生と一緒にヤエヤマヒルギの植林を行っている。子供たちが参加活動を通じて自然の大切さを学んでくれたらと考えている。

ツバル

海面上昇による水没の危機にさらされている最たる国がツバルである。この国は、サンゴ礁に囲まれた四つの島と五つの環礁から構成されている。首都はフナフティ環礁のフナフティ。英連邦加盟国の一つであり、英連邦王国の一国たる立憲君主制国家である。人口は約9600人で、ポリネシア系の人々が大半を占める。通貨はオーストラリアドルである。

ツバルでのマングローブ植林

ツバルでも2007年から、やはりコスモ石油エコカード基金の助成を受けてマングローブの植林を行っている。国際マングローブ生態系協会とNPO法人ツバル・オーバード・ビューとの協働作業である。

フナフティの空港脇の池の周辺に樹高10メートル弱のヤエヤマヒルギがたくさん生えている。しかしながら、首都のある島の周辺にはヤエヤマヒルギが植えられる砂浜がないので、小舟で約1時間のフナフティ環礁西端にあるフナファアラを植栽地に選んだ。ここも河川のない環礁である。ちなみに、フナファアラにはヤエヤマヒルギの自生は見られない。

満潮になると水没してしまう沿岸の砂浜にヤエヤマヒルギを植えている。最初の年の植林では波の力で砂が移動してしまい、せっかく植えたうちの数本だけを残して流れ去った。その苦い経験をもとに、今では砂の動きの小さい水深の少し深い場所に植えているので、波による流失も少なく順調に育っている。

今後さらに大きく育って海岸侵食を抑え、国土水没の危機を少しでも緩和することになればと願っている。



現地小学生と日本からのボランティアによるマングローブ植林風景（キリバス）



空港脇のマングローブ林（ツバル）



海岸侵食の様子。地面が削られ、樹木が根こそぎ倒れていく（ツバル）



平成22年度林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

熱帯林の保全造成などを行っている林業NGO等を対象に当センターが実施する本年度の助成について、7月2日に審査委員会を開催して検討した結果、次の9件の事業への助成を決定しました。

【国際会議参加】

NGOが開発途上地域における森林の保全・造成を推進するために、国際的な会議、ワークショップ等に参加する費用を助成するものです。

- ▼IUCN 日本プロジェクトオフィス
気候変動枠組条約締約国会議第16回会議および京都議定書第6回締約国会議(COP16/CM P6)
ヘメキシコ
- ▼コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

動を促進することを目的として、生物多様性にも配慮したモデル林を造成し実証的に提示するとともに、造成過程を通じて技術的課題を抽出して解決手法を確立しNGO等に情報提供すること、造成されたモデル林を活用してNGO等の人材育成のための研修を実施することが位置づけられています。

こうした活動について具体的な実施内容を検討するための分科会を設置して7月27日と8月31日に開催し、事業の主旨について事務局から説明した上で、全体計画案をはじめモデル林造成対象地、造成内容、造成計画等について検討を行いました。

【海外の森林と林業】編集委員会を開催

「海外の森林と林業」編集委員会を8月18日に開催し、79号の掲載原稿の最終検討と確定、及び80号掲載予定原稿について検討を行いました。

CDM植林人材育成研修国内研修(一般コース)Ⅴを実施

CDM植林総合推進対策事業の一

- 気候変動枠組条約締約国会議第16回会議および京都議定書第6回締約国会議(COP16/CM P6)
ヘメキシコ
- ▼熱帯林行動ネットワーク
気候変動枠組条約締約国会議第16回会議および京都議定書第6回締約国会議(COP16/CM P6)
ヘメキシコ

【緑化プロジェクト形成調査】

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するために必要な調査費用を助成するものです。

- ▼オイスカ
タワウ マングローブ植林プロジェクト形成調査(マレーシア)
- ▼(特活)地球緑化センター
東アジア日中韓の環境むらづくりプロジェクト形成調査(中国)
- ▼(特活)地球緑化の会
タンザニア国森林造成調査プロジェクト(タンザニア)
- ▼緑のサヘル
ブルキナファソ国バム湖周辺村落における植林プロジェクト形成調査(ブルキナファソ)
- ▼(特活)野生生物を調査研究する会
ブラジル連邦共和国ミナスジェラ



炭素蓄積量モニタリング実習 (同右)



CO2吸収量推計の実習 (CDM植林人材育成国内研修)

環として実施しているCDM植林人材育成研修について、本年度の国内研修(一般コース)を9月1日から

イス州における大西洋岸森林回復植林可能性調査(ヘブラジル)

【カウンターパート受入研修】

NGOが相手国のカウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修を支援するものです。

▼(特活)エコアライアンス21

デンゲル村落防風林造成事業にかかるスタッフの研修受け入れ(モンゴル)

途上国森づくり委員会・貧困削減のための森づくり支援部会を開催

途上国森づくり事業では、アジア、アフリカ地域での難民キャンプ周辺の荒廃した森林等の復旧・保全活動を支援し、それにより地域住民の貧困軽減に貢献することを目指したプログラムを主要課題の一つに位置づけています。このプログラムは、過去4年間に国際緑化推進センターと海外林業コンサルタンツ協会が共同で実施してきた「難民キャンプ周辺荒廃森林等保全・復旧プログラム策定事業」の成果を基に、新たに「貧困削減」というキーワードを盛り込

んで5年計画で実施するものです。本プログラムの実施にあたり、実施方法等を検討するための部会を設置して7月5日に開催し、新事業としての事業の枠組や今後想定される活動内容を事務局から説明した上で、事業全体としての実施計画や今年度の事業計画について検討を行いました。

CDM植林総合推進対策事業第一回委員会の開催

CDM植林総合推進対策事業の本年度第一回委員会を7月27日に開催しました。CDM植林の推進に向けた情報収集・提供の実施方法やツールの開発、人材育成研修の内容等について検討が行われました。今年度は、ホームページ等も活用したより積極的な情報提供や新規ツールの開発を行うことで、事業者等のCDM植林の取組を促進することを目指します。

途上国森づくり委員会・森林保全モデル林造成分科会を開催

途上国森づくり事業では、NGO等による海外での森林保全・造成活

- ◆デロンギ・ジャパン(株)(杉本敦男代表取締役社長)様より160万円
- ◆羽鳥湖高原レジャーの森(株)(田中幹康代表取締役社長)様より1万1880円
- ◆社団法人群馬県労働者福祉協議会(大橋豊会長)様より524万5000円

エコポイント制度による

基金へのご協力をお願い



(財)国際緑化推進センターは、家電エコポイント制度および住宅エコポイント制度における「環境寄附対象団体」に選定されています。(事業者コード: K071)

お持ちのエコポイントを商品券等と交換した残額を、当センターご指定でご寄附いただきますと、熱帯林造成基金の一部として熱帯地域での植林に活用させていただきます。



3日までの三日間、東京・文京区の林友ビルで開催しました。今回は民間企業、大学、NGO等から計27名が参加し、CDM植林の特徴や取り組み事例について学ぶとともに、CO2吸収量推計の実習などを行いました。CDM植林は国連登録プロジェクト数も徐々に増え、世界的に取り組みが本格化しつつある中で、参加者からは今後の活動に活かせる有意義な内容であったとの声が多く寄せられました。

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

- ◆リンベル(株)を通じた個人60名様より13万1765円
- ◆大河内勇様より8848円

◎裏表紙
「平成22年度海外林業人材育成研修」の参加者募集要項を掲載しています。

海外林業人材育成研修 参加者募集！



平成22年度 海外林業人材育成研修

（財）国際緑化推進センター（JIFPRO）では、本年度の「海外林業人材育成研修」を引き続きインドネシアにおいて次の内容で実施します。この研修は「森林造成・保全に関する知識・技術の習得」、「国際林業協力分野の実践と課題の学習」を通して、海外での森林造成協力活動に必要な人材を育成することを目的としています。



- 研修内容** **講義：** 熱帯の造林技術、熱帯林土壌の管理、地域住民と森林保全・造成活動、インドネシアの森林・林業、ロンボクにおける住民参加型森林保全・造成活動の展開、CDM植林概論など。
- 実習：** JIFPRO事業地での植林実習、住民参加型森林保全・造成活動の参加住民との意見交換など。
- 見学：** ロンボクにおける生物多様性、土地利用、住民参加型森林保全・造成活動の実践、住民の収入源創出のための非木材林産物の生産など。
- その他：** 参加者による自主研究発表会
- 募集人員** 12名程度
- 場 所** 国内及びインドネシア西ヌサテンガラ州ロンボク島
- 期 間** 平成22年12月10日（金）～20日（月）（10日、11日は国内での研修）
- 対 象 者** NGO、NPOの構成員など国際林業協力事業に参加経験のある者、あるいは将来においてそれらの活動に携わることを希望する者で、国内研修を含めた全日程参加可能な者。
★ 各人とも健康、基礎的英語力を有し、インドネシア入国時において6ヶ月以上有効なパスポートを保有していること。

参 加 費 5万円（JIFPRO賛助会員は4万円）
なお、日本国内旅費、旅券取得・予防接種にかかる費用、及び研修期間中の食事代等個人的諸経費は参加者の自己負担となります。

応募方法 下記書類をそろえて当財団に提出してください。応募書類をもとに参加者を選考し、締切から2週間ほど後に結果を通知いたします。

- ①参加申込書（JIFPROのホームページ参照。ご要望があれば郵送します）
- ②小論文：応募動機及び研修受講後の成果活用についての考え（1,000字程度）
- ③パスポートのコピー（顔写真のあるページ）

申 込 先 （財）国際緑化推進センター（担当：飯田／Eメール：toshimasa@jifpro.or.jp）
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360

申込締切 10月22日（金）必着

詳細なスケジュール等はJIFPROのホームページ <http://www.jifpro.or.jp/> をご覧ください



財団法人

国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：<http://www.jifpro.or.jp/>